

【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年12月10日
【報告者の氏名又は名称】	パナソニック株式会社 (旧会社名 松下電器産業株式会社)
【報告者の住所又は所在地】	大阪府門真市大字門真1006番地
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	(06) 6908 - 1121
【事務連絡者氏名】	役員 財務・IRグループ グループマネージャー 河井 英明
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	パナソニック株式会社 (大阪府門真市大字門真1006番地) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

(注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、パナソニック株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、三洋電機株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。)をいいます。

1【公開買付けの内容】

(1)【対象者名】

三洋電機株式会社

(2)【買付け等に係る株券等の種類】

普通株式

優先株式

イ A種優先株式

ロ B種優先株式

(3)【公開買付け期間】

平成21年11月5日(木曜日)から平成21年12月9日(水曜日)まで(24営業日)

2【買付け等の結果】

(1)【公開買付けの成否】

当社による対象者の株式(普通株式、A種優先株式及びB種優先株式の全て)に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)においては、応募株券等の総数が買付予定数の下限(3,070,985,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行わない旨の条件を付しましたが、応募株券等の総数(3,082,309,227株)が買付予定数の下限(3,070,985,000株)以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付けを行います。なお、A種優先株式及びB種優先株式にはそれぞれ対象者に対して1株につき10株の割合で対象者普通株式を交付すること(以下「転換」といいます。)を請求する権利が付されているため、上記の応募株券等の総数の算定においては、応募されたA種優先株式及びB種優先株式をそれぞれ普通株式10株とみなして計算しています。

(2)【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項の規定に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、平成21年12月10日に株式会社東京証券取引所において、報道機関に公表いたしました。

(3)【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	普通株式 3,282,677(株) A種優先株式 1,825,422,000 B種優先株式 1,253,604,550	普通株式 3,282,677(株) A種優先株式 1,825,422,000 B種優先株式 1,253,604,550
新株予約権証券	-	-
新株予約権付社債券	-	-
株券等信託受益証券()	-	-
株券等預託証券()	-	-
合計	3,082,309,227(株)	3,082,309,227(株)
(潜在株券等の数の合計)	(1,253,604,550)(株)	(1,253,604,550)(株)

(注1)本公開買付けに応募されたA種優先株式及びB種優先株式の数はそれぞれ182,542,200株及び125,360,455株でしたが、A種優先株式及びB種優先株式にはそれぞれ対象者に対して転換を請求する権利が付されているため、「株式に換算した応募数」及び「株式に換算した買付数」においては、応募されたA種優先株式及びB種優先株式の数を普通株式に転換された場合の当該普通株式の総数に換算しております。

(注2)A種優先株式は、株主総会における議決権を有していますが、B種優先株式は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会における議決権を有していませんので、「潜在株券等の数の合計」は、本公開買付けに応募されたB種優先株式(125,360,455株)が全て普通株式に転換された場合の当該普通株式の総数を記載しております。

(4) 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)	3,082,309
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	1,253,604
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)	1,569
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成21年9月30日現在)(個)(g)	4,735,373
買付け等後における株券等所有割合 ($(a+d) / (g + (b-c) + (e-f)) \times 100$)(%)	50.22

(注1) A種優先株式は、株主総会における議決権を有していますが、B種優先株式は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会における議決権を有していませんので、「aのうち潜在株券等に係る議決権の数(b)」は、本公開買付けに応募されたB種優先株式(125,360,455株)が全て普通株式に転換された場合の当該普通株式に係る議決権の総数を記載しております。

(注2) 「報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(d)」は、各特別関係者が所有する株券等(令第7条第1項各号に掲げる場合に係る株券等を含みます。)に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(g)」は、対象者が平成21年11月5日に提出した第86期第2四半期報告書に記載された平成21年9月30日現在の総株主の議決権の数(普通株式については1単元の株式数を1,000株、A種優先株式については1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、単元未満株式も本公開買付けの対象としており、A種優先株式及びB種優先株式は転換が可能であるため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者が平成21年11月5日に提出した第86期第2四半期報告書に記載された平成21年9月30日現在の普通株式に係る議決権の数(2,909,951個)に単元未満株式に係る議決権の数(対象者が平成21年11月5日に提出した第86期第2四半期報告書に記載された平成21年9月30日現在の単元未満株式10,309,549株に、対象者が平成21年11月5日に提出した第86期第2四半期報告書に記載された平成21年9月30日現在のB種優先株式(246,029,300株)から対象者が保有するB種優先株式(106,522,445株)を除いたB種優先株式(139,506,855株)が全て普通株式に転換された場合の当該普通株式の単元未満株式(550株)を加えた10,310,099株に係る議決権の数である10,310個)、並びに対象者が平成21年11月5日に提出した第86期第2四半期報告書に記載された平成21年9月30日現在のA種優先株式(182,542,200株)及び対象者が平成21年11月5日に提出した第86期第2四半期報告書に記載された平成21年9月30日現在のB種優先株式(246,029,300株)から対象者が保有するB種優先株式(106,522,445株)を除いたB種優先株式(139,506,855株)が全て普通株式に転換された場合の当該普通株式に係る議決権の総数(3,220,490個)を加えた数である6,140,751個を分母として計算しております。

(注4) 「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) 【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

該当事項はありません。